

養育費請求調停を申し立てる方へ

1 概要

離婚後、子を監護している親は、他方の親に対して養育費の支払いを求めて調停を申し立てることができます。また、一度決まった養育費であっても、その後に事情の変更があった場合（収入が増減した場合や子どもが進学した場合など）には養育費の額の変更を求める調停を申し立てることができます。

調停手続では、申立人（あなた）及び相手方からお話を聴きしたり、書類を提出していただきたりして、双方の収入や子に必要な費用がどのくらいあるのかといった事情を把握し、養育費の算定表（裁判所のウェブサイトなどに掲載されています。）を参考にしながら、双方の合意を目指して話し合いを進めます。

話し合いによる解決ができずに調停が終了（不成立）した場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

2 申立てに必要な書類及び手数料等

家庭裁判所には、次の書類などを提出してください。これらの書類については必ず申立人（あなた）用の控えをとり、調停期日に持参するようにしてください。

- 申立書** **裁判所用** 及び **申立書の写し** **相手方用**
 - 収入印紙** 1200円分（子ども一人につき）を、申立書 **裁判所用**の所定の欄に貼る（消印しない）
※複数の子の養育費の支払を求める場合は、子の数×1200円の手数料が必要となります。
 - 郵便切手** 596円分 を添付する。
【内訳：140円切手×1枚、84円切手×4枚、10円切手×12枚】
- 陳述書** 及び **添付資料**（裁判所用）
 - 陳述書コピー** 及び **添付資料コピー**（相手方用）
- 連絡先及び送達場所等の届出書**
- 進行に関する照会回答書**（申立人用）
- 子どもの戸籍謄本（全部事項証明書）** → 3か月以内に発行されたもの
- 過去に養育費について取り決めなどがある場合は・・・
 - 過去の審判書、調停調書、公正証書や念書等の写し、支払状況に関する書類の写し

3 申立先

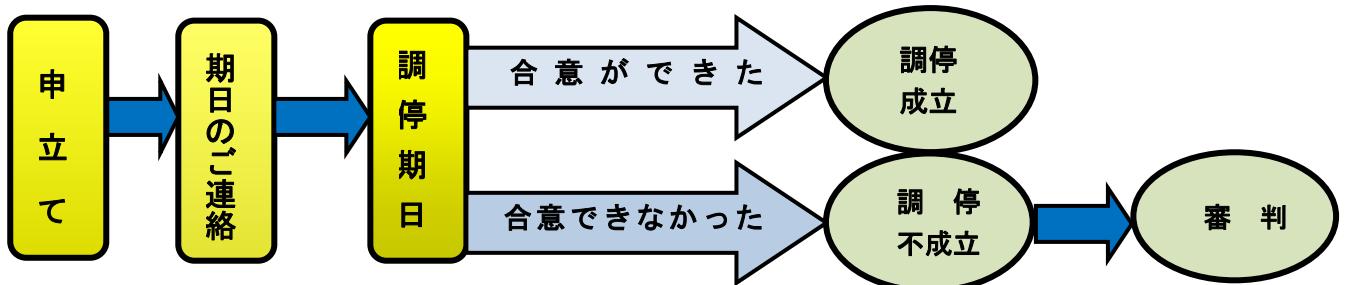
相手方の住所地を管轄する裁判所となります。

ただし、相手方との間で、調停を行う家庭裁判所を合意しており、申立書とともに管轄合意書を提出した場合には、その家庭裁判所でも調停を行うことができます。

4 調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。調停は、平日に行われ、1回あたりの時間はおおむね2時間程度です。調停では、それぞれの待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入つてもらい、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話を聴きながら話し合いを進めていくことになります。

なお、必要に応じて、家庭裁判所調査官が、調停期日に立ち会つたり、調停期日の間に未成年者の子どもの監護に関する問題等について調査を行う場合もあります。



5 提出された書類の閲覧・謄写（見せたり、コピーさせたりすること）について

相手方から閲覧・謄写の申請があった場合、これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため、提出された書類について、相手方に見せたり、コピーさせたりするのは困るという申し出があつても閲覧・謄写される可能性があります。

また、調停が不成立となり、審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類については、調停手続では閲覧・謄写の申請が許可されなかつた書類であつても、審判手続では、あらためて閲覧・謄写の申請があれば、原則として許可されますので、留意してください。

お問い合わせ先

秋田家庭裁判所

〒010-8504 秋田市山王七丁目1番1号

電話 018-803-6658 (調停係)